

宮代町建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程  
(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、町が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項の建設工事をいう。以下同じ。)の請負(以下「建設工事」という。)、建設工事に係る設計、調査及び測量の業務(以下「設計・調査・測量」という。)、土木施設維持管理業務(以下「土木施設維持管理」という。)、物品の買入れその他の業務(以下「物品その他」という。)の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資格審査 この規程で定める競争入札の参加資格に関する町長の審査をいう。
- (2) 電子入札システム 宮代町公共工事等電子入札運用基準(平成19年1月5日施行)に規定する埼玉県電子入札共同システムをいう。

(参加資格)

第3条 競争入札に参加することができる者は、競争入札の参加資格に関する審査(以下「資格審査」という。)を受け、宮代町建設工事等競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録された者とする。

(資格審査を受けることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 宮代町契約規則第2条(同規則第17条において準用する場合を含む。)の規定により町の競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、町長が不適格であると認

める者

- (4) 第14条第1項第5号、第7号又は第8号の規定により、資格者名簿から抹消され、当該抹消された日から3年を経過していない者
- (5) 建設工事にあつては、次のいずれかに該当する者
  - ア 許可を受けていない業種
  - イ 資格審査基準日において有効な経営事項審査に基づく総合評定値の通知を受けていない業種
- (6) 建設工事以外にあつては、次のいずれかに該当する者
  - ア 測量業にあつては、測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録を受けていない者
  - イ 建築設計業にあつては、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録を受けていない者

(資格審査)

第5条 町長は、第3条に規定する資格を決定するため、隔年度に1回資格審査を行うものとする。ただし、町長が必要と認める場合は、随時これを行うことができる。

(建設工事の申請業種)

第6条 建設工事について資格審査を申請することができる業種は、5業種以内とする。

(入札参加資格審査申請書の提出)

第7条 資格審査を申請する者は、入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に関係書類を添えて、町長が別に定める期間内に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、町長が別に定める場合は、電子入札システムにより提出をしなければならない。

(資格審査及び格付)

第8条 建設工事は、資格審査基準日における経営事項審査の項目及び町長が別に定める項目を審査し、それぞれA級、B級、C級及びD級の4級に区分して格付を行うものとする。

2 建設工事以外については、次に掲げる項目の審査を行うものとする。

- (1) 資格審査基準日を含む直近二年の各営業年度における資格審査申請業務に係る年間平均実績高
- (2) 資格審査基準日における自己資本額
- (3) 資格審査基準日における職員数

(資格審査結果の公表)

第9条 町長は、前条の規定による資格審査の結果を宮代町公式ホームページにて公表するものとする。

(資格者名簿への登載)

第10条 町長は、第8条の規定による資格審査を受けた者を資格者名簿に登載するものとする。

(資格の有効期間)

第11条 資格の有効期間は、その決定を受けたときから次の資格審査において決定されるまでとする。

(変更等の届出)

第12条 資格審査申請後、資格審査事項に変更があったときは、直ちに変更届に関係書類を添えて町長に届け出(電子入札システムによる届け出を含む。)しなければならない。

2 資格審査申請後、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに変更届に関係書類を添えて町長に届け出(電子入札システムによる届け出を含む。)しなければならない。

- (1) 第4条第1号に該当する者となったとき。
- (2) 死亡(法人にあっては解散)したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。
- (6) 建設業退職金共済組合への加入又は脱退したとき。

(参加資格の承継)

第13条 個人から法人への組織変更又は合併等により、資格審査の申請をした者から当該営業の一切を承継した者は、承継申請書に関係書類を添えて町長に届け出(電子入札システムによる届け出を含む。)しなければならない。

(資格者名簿の抹消)

第14条 町長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当したときは、その者を当該名簿から抹消するものとする。

- (1) 第4条第1号、第2号又は第3号に該当する者となったとき。
- (2) 許可又は登録を必要とする業において、許可又は登録の更新を受けなかったとき。
- (3) 許可の取消し又は登録の削除若しくは抹消を受けたとき。
- (4) 営業を廃止したとき。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したとき。

- (6) 金融機関に取引を停止されたとき。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除勧告又は審判開始決定を受けた場合で極めて悪質であると町長が認めたとき。
- (8) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第2項の規定により逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると町長が認めるとき。

2 町長は、資格者名簿に登載した者が第12条第1項又は第12条2項(3号と4号に限る)の規定による届出を怠ったときは、その者を資格者名簿から抹消することができる。

(建設工事の業者の選定)

第15条 建設工事の競争入札に関する業者の選定は、次の表の区分に従い、行うものとする。

業者の区分	発注標準額		
	土木一式工事	建築一式工事	その他建設工事
A級	5,000万円以上	1億円以上	その都度町長が定める額
B級	2,000万円以上 5,000万円未満	4,000万円以上 1億円未満	同
C級	500万円以上 2,000万円未満	500万円以上 4,000万円未満	同
D級	500万円未満	500万円未満	同

2 建設工事の施工上必要があるときは、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる建設工事について、それぞれ同表の右欄に掲げる級の区分に格付けされた業者を選定することができるものとする。

建設工事	級の区分
A級に格付けされた業者を選定すべき建設工事	B級
B級に格付けされた業者を選定すべき建設工事	A級又はC級
C級に格付けされた業者を選定すべき建設工事	B級又はD級

3 特別の技術を要する建設工事、緊急を要する災害復旧工事、単価契約で発注する舗装工事及び工事請負等指名業者選定委員会が特に必要と認めた工事については、前2項の規定によらないことができるものとする。

(官公需適格組合)

第16条 建設工事の請負にあつては、官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合等は、資格審査申請書に第7条第1項に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 官公需適格組合証明書の写し

(2) 5以内の組合員の経営事項審査結果通知書の写し

(資料提出等の請求)

第17条 町長は、必要があると認めるときは、この規程に定めるもののほか、資格審査を申請した者に対し、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

(様式)

第18条 申請書、申請に添付する書類及び変更届の様式については、町長が別に定める。

(補則)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年2月1日から施行し、入札参加資格の有効期間の始期が平成19年4月1日以後の資格審査に適用する。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行し、入札参加資格の有効期間の始期が平成21年4月1日以後の資格審査に適用する。